

令和3年度

保育所・認定こども園(保育部分)

利用申込ご案内



目 次

保育認定について	1
施設利用申込について	2
利用申込の手続・流れ	3
申込に必要な書類	4
申込についての注意事項	5
利用者負担額について	7
よくある質問	10
保育施設一覧表	12



和歌山市 福祉局 こども未来部 保育こども園課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 東庁舎2階
電話番号 073-435-1064 (直通)

保育認定について

「子ども・子育て支援新制度」では、和歌山市立幼稚園、保育所、認定こども園の利用を希望する場合は、「教育・保育給付認定」を受けていただくことが必要です。「教育・保育給付認定」には児童の年齢や保護者の状況に応じた3つの区分があり、区分により利用できる施設が異なります。

3つの認定区分

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上で教育を必要とする子ども	幼稚園 認定こども園(教育部分)
満3歳以上・保育認定 (2号認定)	満3歳以上で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園(保育部分)
満3歳未満・保育認定 (3号認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	

施設の概要

幼稚園……小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行います。

保育所……保護者が仕事や病気のため児童を保育できない場合に、保護者に代わって保育を行います。小学校入学準備や集団生活を体験させるため等の理由では利用できません。

認定こども園……幼稚園と保育所の機能をあわせもち教育と保育を一体的に行います。保護者の就労の状況に関わりなく、園児は教育・保育を一緒に受けます。

保育認定の事由

保育所、認定こども園(保育部分)を利用するには、保育認定(2号認定・3号認定)を受けていることが必要です。保育認定を受けるのは、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のどれかに該当しているため、保育できない場合に限られます。「下の子の世話をするため」「集団生活に慣れるため」「近所に友達がいないため」「保育所に慣れているので続けたい」等は保育認定の理由とはなりません。

- (1) 1か月に48時間以上就労している。
- (2) 妊娠中または出産後間がない。
- (3) 保護者が疾病、負傷、または障害を有している。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護をしている。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- (6) 求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている。
- (7) 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。通信教育は除く。)している。
- (8) 虐待やDVのおそれがある。
- (9) 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である。

保育必要量(施設利用時間)の認定

保育認定では更に保育施設を利用できる時間「保育必要量」の認定を行います。

保育を必要とする事由やその状況により次の2つの利用時間に区分されます。

保育短時間	1日最長 8時間までの保育(パートタイム就労を想定した利用時間)
保育標準時間	1日最長11時間までの保育(フルタイム就労を想定した利用時間)

認定された保育必要量の時間内で施設を利用することができます。

短時間・標準時間の時間帯の設定は施設が行います。施設が設定した時間帯以外に施設を利用する時間は、「延長保育時間」となり、延長保育料が必要となります。

【例】7時開園、19時閉園の保育所 短時間帯 8時～16時、標準時間帯 7時～18時の場合

7:00	8:00		16:00	18:00	19:00	
延長保育	保育短時間(8時間)		延長保育		7時～8時、16時～19時が延長保育時間	
保育標準時間(11時間)				延長保育	18時～19時が延長保育時間	

※施設により、開(閉)園時間、保育時間が異なります。延長保育を実施していない園もあります。

※「保育標準時間」に該当する場合でも「保育短時間」の認定に変更することはできますが、「保育短時間」に該当する場合は「保育標準時間」に変更できません。

保育認定の有効期間

原則、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが認定の有効期間です。

ただし、保育の必要性がなくなった場合は、その時点までとなります。

「妊娠・出産」は産後2か月まで、「求職活動」は3か月と期間が制限されています。

◆3号認定の児童が3歳になるときは、2号認定に変更した支給認定証を交付します。申請等の手続は必要ありません。

【 保育を必要とする事由・保育必要量・認定有効期間 】

保育を必要とする事由	保育必要量	認定有効期間
1 就労	標準時間 月120時間以上の就労 短時間 月48～120時間未満の就労	小学校就学まで (保育の必要性がなくなったときはその時点まで)
2 妊娠・出産	標準時間	出産月と前後2か月の最長5か月(期間終了後は退所となります。)
3 保護者の疾病、障害	標準時間／短時間	治療に必要な期間
4 同居親族の介護・看護	標準時間／短時間	介護・看護に必要な期間
5 災害復旧	標準時間	必要な期間
6 求職活動	短時間	3か月(期間内に就労しない場合は退所となります。)
7 就学	標準時間／短時間	卒業(修了)まで
8 虐待やDVのおそれがあること	標準時間	必要な期間
9 育児休業取得中の継続利用	短時間	育児休業対象児童が1歳になるまで(最長1歳になる年度の末日まで)

施設利用申込について

基本的に年齢別のクラスで保育をします。申込年度の4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

令和3年度 年齢別クラス お子さんのクラスをご確認ください。

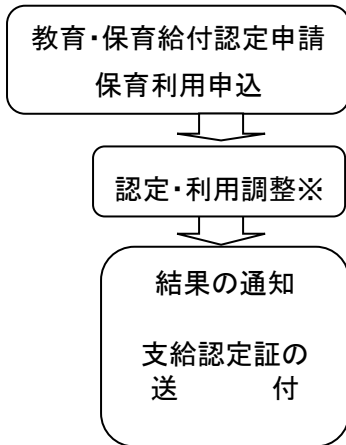
クラス	生年月日
0歳児	令和2年4月2日～
1歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
2歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日

●利用申込の手續・ながれ

- 申込の要件**
- ◆保護者及び児童が和歌山市民であること。
(申込時点で市民でない方は、利用開始日までに住民異動ができること。)
 - ◆保育を必要とする事由に該当すること。

面接による家庭調査を行いますので、郵送での申込は受け付けていません。
家庭事情に詳しい方(父、母等)がお越しください。

令和3年4月利用希望申込



- 受付期間 令和2年11月9日(月)～12月4日(金)
- 受付時間 8時30分～17時15分
- 受付場所 市役所東庁舎2階 保育こども園課

初日はたいへん混みます。先着順ではありませんので、初日を避けて期間内にお申込ください。

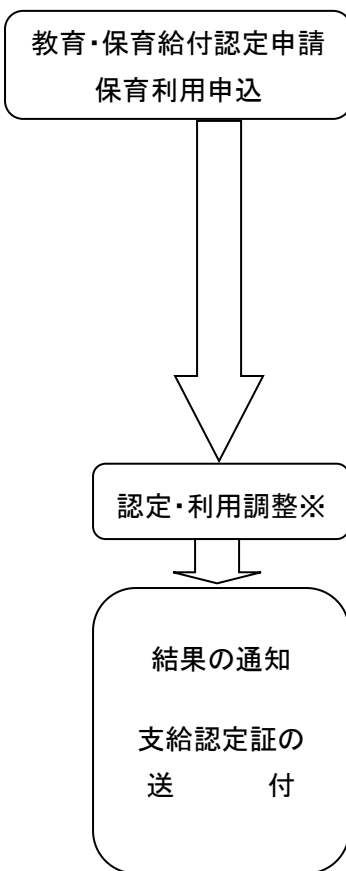
結果は、令和3年2月中旬までに文書で通知します。

利用内定の方・・・内定通知と支給認定証を送付します。

利用保留の方・・・保留通知と支給認定証を送付します。

(保留通知は原則1度の送付となります。) 利用調整申込は令和3年度中有効ですので、5月以降、毎月利用調整を行い、内定した場合に連絡します。

令和3年5月以降利用希望申込



- 受付期間 施設の利用開始日は毎月1日です。利用希望月の前々月16日～前月15日の間が受付期間です。(16日が土・日・祝日の場合はその直後の平日、15日が土・日・祝日の場合はその直前の平日。)

令和3年度 各月申込受付期間

利用希望月	受付期間	利用希望月	受付期間
5月	3月16日～4月15日	11月	9月16日～10月15日
6月	4月16日～5月14日	12月	10月18日～11月15日
7月	5月17日～6月15日	令和4年1月	11月16日～12月15日
8月	6月16日～7月15日	2月	12月16日～1月14日
9月	7月16日～8月13日	3月	1月17日～2月15日
10月	8月16日～9月15日		

- ◆育児休業からの復職の場合は、慣らし保育のため復職月の1か月前から利用申込可能です。(8月1日復職の場合、7月1日から利用申込可能です。6月15日までに申し込んでください。)

- 受付時間 8時30分～17時15分
- 受付場所 市役所東庁舎2階 保育こども園課

結果は、利用開始月の前月25日頃までに通知します。

利用内定の方・・・電話で連絡します。(支給認定証は施設を通じて配布します。)

利用保留の方・・・保留通知と支給認定証を送付します。

(保留通知は原則1度の送付となります。) 利用調整申込は令和3年度中有効ですので、翌月以降、毎月※利用調整を行い、内定した場合に連絡します。

※保留(待機)中に教育・保育給付認定の有効期間が切れる場合は、利用調整の対象外となります。

※利用調整について

毎月15日の申込締切後、保護者の就労状況や家庭状況等から保育の必要性の高さによって利用調整を行います。保育施設の空き状況については和歌山市HPに掲載していますので、ご参照ください。

● **申込に必要な書類** (1)(2)の書類は子ども1人に1枚、(3)(4)は申込児童数のコピーが必要です。

- (1) 施設型給付費等教育・保育給付認定申請書、保育利用調整申込書
- (2) 発達状況表
- (3) 保育の利用を必要とする証明書

証明書類は父母それぞれに必要です。父母ともに就労の理由であれば、それぞれの就労証明(申告)書が必要です。

申 込 理 由	証 明 書 類	
就 労	会社等に勤務している方	就労証明書
	自営・自営協力、在宅勤務、内職、農業等の方	就労申告書
妊 娠 ・ 出 産	母子手帳(表紙及び分娩(出産)予定日の記載されたページ)の写し	
保護者の疾病、障害	身体障害者手帳等ある方	手帳及び疾病・障害申告書
	身体障害者手帳等ない方	診断書(医師が保育を必要とする状況・治療見込期間を記載したもの)、疾病・障害申告書
同居している親族の 介 護 ・ 看 護	身体障害者手帳等ある方	手帳及び介護・看護状況申告書 (介護サービス利用者は)週間サービス計画表
	身体障害者手帳等ない方	診断書(医師が保育を必要とする状況・治療見込期間を記載したもの) 介護・看護状況申告書 (介護サービス利用者は)週間サービス計画表
災 害 復 旧	り災証明書	
求 職 活 動	申込時の提出書類はありません。利用開始後3か月以内に就労を決定し、「就労証明書」及び「施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。	
就 学	学生証(在学証明書)及び時間割	
虐待やDVのおそれ	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書	

(4) その他の書類 次に該当する方は、以下の書類もご用意ください。

令和2年1月2日以降に和歌山市へ転入した方	前住所地の令和2年度市町村民税課税(非課税)書類(写し)
令和3年1月2日以降に和歌山市へ転入する方	前住所地の令和2年度市町村民税課税(非課税)書類(写し) 令和3年6月以降上記に加え、前住所地の令和3年度市町村民税課税(非課税)書類(写し)
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
同居の在宅障害児(者)がいる場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
ひとり親家庭	児童扶養手当を受給している場合、手当証書(写し)

(5) そのほか持参していただくもの

印鑑、母子手帳
個人番号(マイナンバー)確認書類及び身元確認書類
番号確認書類……①個人番号カード ②個人番号通知カード又は個人番号が記載された住民票写し
身元確認書類……③免許証、パスポート、障害者手帳 等 のうち1点
④健康保険証、医療受給者証、児童扶養手当受給者証 等 のうち2点
①をお持ちの方は①のみ、①のない方は②及び③又は④をご持参ください。

※上記以外にも必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※書類が揃っていない場合は受付できません。

※不正又は虚偽が判明した場合は、保育認定ができなくなる場合があるため退所していただくことがあります。

●申込についての注意事項

①申込の前にお子さんと一緒に希望する施設を見学してください。

施設までの所要時間を計り送り迎えが可能か、立地、設備、在園児や保育の様子を確認し、利用者負担額以外の費用や保育時間等について詳しく聞いてください。

※行事等のため対応できない場合がありますので、電話で見学の日時をご相談ください。

②障害のある児童・特別な配慮が必要な児童の受け入れについては、集団保育が可能で、毎日通園できることを基準としていますが、障害の程度、クラスの状況、職員体制などにより受け入れできない場合があります。お子さんの健康状態、発達状況に不安がある場合は、保育こども園課までお問合せください。

③食物アレルギーのある児童については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき除去食や代替食での対応をしていますが、重度の場合は、お弁当を持参いただく場合もあります。施設により対応が異なりますので、直接施設にお問合せください。

④育児休業期間中の申込

入園月の翌月末までに復職(育休取得前の職場に戻る事)することが必要です。復職した日から1か月以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合、又は復職予定日に復職していない場合は退所となります。

⑤利用希望月に「就労」認定で出産予定のある方

就労で認定されている方であっても入園後1度も就労せずに産休に入られて、出産月の2か月後に就労に復帰しない場合は退所となります。産後休暇後、育児休業を取得する場合も、継続利用はできません。

⑥採用(就労)内定の方の申込

入園月の翌月末までに就労証明書記載の勤務先・条件で就労開始することが必要です。就労開始した日から1か月以内に就労開始証明書を提出してください。提出がない場合、又は記載の就労条件で就労していない場合は退所となります。

●入園後の注意事項

①慣らし保育

入園後しばらくの間、新しい生活に慣れるため短い時間から徐々に保育時間を延ばしていく「慣らし保育」が行われます。慣らし保育の時間・期間は、園により、また、お子さんの状況により異なるので、各施設でご確認ください。慣らし保育期間中も通常の利用者負担額をお支払いいただきます。

②出産・育児休業

・母親が妊娠・出産のため退職する場合は保育を必要とする理由がなくなるので、保育所を退所となります。ただし、出産月から2か月後の月末までは、継続して利用できます。別の事由で施設利用を希望する場合は改めて申請が必要です。利用調整の結果、入園できるかどうかはわかりません。

・保護者が育児休業法に基づく育児休業を取得する場合

育児は保育を必要とする事由にはならないため、本来は退所となりますが、育児休業対象児童の1歳の誕生日の属する月の末日(最長1歳になる年度の末日まで)までは、同一施設を利用する場合に限り継続して施設を利用できます。

③施設の利用期間

施設を利用できる期間は、原則支給認定証の有効期間と同じです。

「求職活動」の認定の場合、認定最終月の20日までに、就労証明書と施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書の提出がなければ、認定終了のため引き続いての施設利用はできません。「妊娠・出産」の認定の場合は出産月の2か月後の月末までです。期間終了日で認定は失効します。期間の延長はありません。

継続して施設の利用を希望する場合は、新規申込者と同じ申込手続きが必要ですが、継続利用できる保証はありません。就労の事由で在園中に保護者が退職するなど、保育の必要性がなくなった場合は認定有効期間中であっても、施設の継続利用はできません。求職する場合は、直ちに認定の変更申請をしてください。

④退 所(園)

退所の際は、月末までに必ず退所届を提出してください。月途中での退所でも、利用者負担額は1か月分お支払いいただきます。月が変わり、退所届の提出がない場合は、当該月の利用者負担額のお支払が必要です。

次の場合も退所となります。

- ・「求職」の事由で入園後3か月の間に、就労証明書の提出がなかったとき
- ・「妊娠・出産」の事由で認定が失効したとき
- ・保育を必要とする事由に該当しなくなったとき
- ・転出するとき
- ・正当な理由なく1か月以上登園しないとき

⑤現況届

保育を必要とする状況の確認のため、年に1回「現況届」を提出していただきます。

未提出の場合や保育の必要性が確認できない場合は、保育認定もなくなりますので、退所となります。

⑥保育を必要とする事由や家庭状況等の変更について

家庭状況の変更、就労先や就労時間の変更、認定事由の変更等の際は、変更届や認定の変更申請が必要ですので、以下の手続を行ってください。

また、保育を必要とする理由がなくなったときは、保育認定もなくなりますので、退所となります。ただし、認定こども園を利用している3歳以上児(2号認定)は、定員超過等がない限り1号認定へ変更することで引き続き在園することが可能です。

書類提出先 : 保育こども園課又は利用施設 (8は保育こども園課へ毎月申込受付期間内に)

提出期限 : 毎月20日まで(20日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日)

	手続きが必要な場合	提出書類・留意事項等
1	和歌山市内の転居	変更届出書
2	世帯構成(保護者)の変更 (婚姻・離婚・祖父母との同居等)	変更届出書 婚姻の場合、保育を必要とする証明書が必要です。
3	教育・保育給付認定区分の変更 (2号⇒1号)	施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書 (認定こども園内での変更の際も必要です。)
4	勤務先・勤務条件の変更	保育必要量の変更なし
	保育必要量の変更有り	就労証明書、変更届出書 就労証明書、施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書
5	育児休業からの復職で入園したとき	(復職後1か月以内に)復職証明書 1か月以内の提出がない場合、復職予定月に復職していない場合は、認定及び入園決定を取消します。
6	求職活動中の保護者が就職するとき	就労証明書、施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書
7	保護者が退職するとき	当分就労しない場合
		求職する場合
8	転園したいとき	保育所退所届出書 施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書 3か月以内に就労証明書及び施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書の提出がない場合は、退所となります。
9	園の利用をやめるとき 児童が和歌山市外へ転出するとき	申込に必要な書類(4ページ記載) 保育所退所届出書 (認定こども園在園の場合は、直接園に申し出てください。)

※勤務先を変更するとき、退職するときは必ず必要書類を提出し、手続をしてください。手続きせずに、保育の必要性に該当していないことが判明した場合、退所となります。

※証明書類の記載内容に不正・虚偽があった場合も同様です。

※現況届提出時まで、変更の手続きをされない方が見受けられます。悪質であると判断される場合も退所となりますのでご注意ください。

利用者負担額(保育料)について

3～5歳児及び0～2歳児の市町村民税非課税世帯

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は0円となります。

※4月1日時点の年齢です。年度途中で3歳に達しても、その年度中は幼児教育・保育の無償化の対象外です(市町村民税非課税世帯を除く)。

0～2歳児(市町村民税非課税世帯を除く)

利用者負担額は、施設を利用する児童と生計を同一にする父母(又は祖父母等)の市町村民税額の合計額で決まります。毎年9月が利用者負担額の切り替え時期です。

令和3年4月～8月	令和3年9月～令和4年8月
令和2年度市町村民税を基に決定	令和3年度市町村民税を基に決定

和歌山市保育所・認定こども園(保育部分) 利用者負担額表(月額)

令和2年10月1日現在

階層	定 義		金額		
			標準時間	短時間	
A	生活保護世帯等		0円	0円	
B1	市町村民税非課税	ひとり親世帯等	0円	0円	
B		上記以外	0円	0円	
C1	市町村民税均等割のみ課税	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円	
C2		上記以外	10,700円	10,700円	
C3	市町村民税所得割額	48,600円	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円
C4		未 満	上記以外	13,600円	13,400円
C5		48,600円以上	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円
C6		57,700円未満	上記以外	18,000円	17,700円
C7		57,700円以上	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円
C8		59,600円未満	上記以外	21,000円	20,700円
C9		59,600円以上	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円
C10		77,101円未満	上記以外	24,900円	24,500円
D1		77,101円以上 97,000円未満		30,000円	29,500円
D2		97,000円以上 119,900円未満		35,600円	35,000円
D3	119,900円以上 137,100円未満		40,900円	40,300円	
D4	137,100円以上 169,000円未満		44,500円	43,800円	
D5	169,000円以上 301,000円未満		54,900円	54,000円	
D6	301,000円以上 397,000円未満		64,000円	63,000円	
D7	397,000円以上		74,000円	72,800円	

◆ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)のいる世帯を含みます。

●利用者負担額・留意事項

- 住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

- 利用者負担額は児童の父母の市町村民税額の合計によって決定しますが、父母の収入合計額が生活保護基準額以下で、生計を同一にする祖父母等がいる場合、祖父母等のうち税額の高い方を家計の主宰者とみなして決定します。
- 税額に変更があった場合は、当該税額による賦課開始月に遡って利用者負担額を変更します。
- 保護者の単身(海外)赴任による「別居」、離婚前の「別居」(離婚調停中を除く。)、離婚後の元配偶者との「同居」、内縁関係の方との「同居」は、同一生計とみなします。
- 同一生計でない、別生計と認められるのは同一敷地内の別家屋又は同一家屋で、水道光熱費を別々に支払っているなど、世帯ごとに生活が独立している場合です。
- 利用者負担額は、1か月単位となっており、原則として、日割り計算はできません。途中で退所した場合でも、1か月分の額をお支払いいただきます。
- 利用者負担額は、各園で定められた期日内にお支払ください。正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、地方税の例により滞納処分することがあります。滞納がある場合、利用申込、転園申込において不利になります。

●利用者負担額の算定

①多子世帯の利用者負担額の軽減

1世帯で保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する児童が2人以上いる場合、2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無料となります。

②幼児教育の段階的無償化

- 1 C1、C3、C5、C7、C9階層で生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯
子どもの年齢に関係なく第2子以降は無料
- 2 C2、C4、C6階層で生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯
子どもの年齢に関係なく第2子は半額、第3子以降は無料

③利用者負担額の免除について(第2子以降)

県・市の補助により 同一世帯に扶養している子どもが3人以上いるとき、申請により3人目以降の利用者負担額が免除されます。C2、C4、C6階層の第2子についても申請により利用者負担額が免除されます。

市民税額の見方

次の市民税決定通知書は市民税が給与天引きの方に、毎年6月中に勤務先の会社等から配布されます。市民税が給与天引きでない方には、市民税課から市民税納税通知書を送付しています。

令和元年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計
所得控除	雑 損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料
所得	主たる給与 主たる給与 以外の合算 所得区分
所得	総所得① 課 山林所得
所得	所得控除後の所得②
所得	所得控除後の所得③
所得	所得控除後の所得④
所得	所得控除後の所得⑤
所得	所得控除後の所得⑥
所得	所得控除後の所得⑦
所得	特別徴収税額⑧
所得	控除不足額⑨
所得	既 无 当 額⑩
所得	既 納 付 額⑪
所得	引当額(⑫-⑬)
所得	変更前税額⑭
所得	増減額(⑮-⑯)
所得	変 更 一 月 月

利用者負担額計算には、96,300 の額を用います。

市民税	所得割額⑥	96,300
市民税	均等割額⑦	3,500

住宅借入特別控除市	24,240 円	住宅借入特別控除県	16,160 円
-----------	----------	-----------	----------

計算例

① 父、母、5歳、2歳の園児の世帯

市民税所得割額(父:96,300円+母:0円)

住宅借入特別控除(市民税額控除) 24,240円

96,300円+24,240円=120,540円

利用者負担額算定に住宅ローン控除、寄付金控除等の適用はありませんので、控除額を足し戻します。

利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はD3

5歳児は幼児教育・保育の無償化のため0円

2歳児は前項①により多子軽減で半額となるため、40,900円の半額で20,450円

② 母、小学生、2歳の園児の世帯

市民税所得割額 母:65,300円 住宅借入特別控除等 なし

利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はC9

2歳児は前項②1のため無料

③ 父、母、大学生、中学生、2歳の園児の世帯

市民税所得割額(父:188,600円+母:155,000円)=343,600円 住宅借入特別控除等 なし

利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はD6

前項③のため申請により無料

よくある質問 ～ Q&A ～

Q1: どの園がおすすめですか？

A: 施設によって規模、保育内容等が異なりますので、申込みの前に必ず見学に行き、第1希望から第5希望(それ以上も可)までを決めてください。

Q2: いつ申し込めばいいですか？

A: 利用希望月の前々月の16日から前月の15日(16日が土・日・祝日の場合はその直後の平日、15日が土・日・祝日の場合はその直前の平日)が申込期間です。15日の締切り後、市で利用の調整を行い、保育の必要性の高い方から順に決定して、翌月1日からの利用となります。4月入園は別に申込期間を設けて受け付けます。市報わかやま、ホームページ等で確認してください。

Q3: 申込みをすれば入園できますか。先着順ですか？

A: 先着順ではありません。入園の可否は希望施設の空き状況、他の申込者の状況、保育の必要性の高さによって決まります。

Q4: 申込みには何が必要ですか？

A: 教育・保育給付認定申請書と保育を必要とする事由を証明する書類、保育利用調整申込書、印鑑、母子手帳、マイナンバー確認書類等が必要です。申込用紙や添付書類は、保育こども園課窓口又は保育施設で入手してください。添付書類様式の一部はホームページからダウンロードできます。

Q5: 現在市外に住んでいますが、申込みは可能ですか？

A: 利用開始日(毎月1日)までに保護者及び児童の住民異動ができる方は申込可能です。和歌山市の施設の利用については、保護者・児童ともに和歌山市に住民票があることが前提です。和歌山市に転入予定の方は、利用開始日までに、住民異動の手続きをしてください。

Q6: これから仕事を始めたいのですが、申込みできますか？

A: 可能です。ただし、「求職活動」の事由での認定期間は3か月です。その間に就職し、就労証明書及び施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書の提出がなければ退所となります。

Q7: 8月1日に育児休業から仕事復帰します。いつから申込みできますか？

A: 育児休業の復職予定日の1か月前から利用申込が可能です。この場合は、7月からの利用申込(申込締切は6月15日)が可能です。空きがない場合や利用調整順位がより高い方がある場合は、入園できません。

Q8: 出産予定のため、上の子を預けたいのですが。

A: 出産予定月とその前後2か月間、最長で5か月の利用となります。8月10日が出産予定日なら6月1日から10月31日まで利用可能です。10月31日で認定が失効しますので退所となります。別の理由で利用を希望する場合は、新規申込者と同じ申込手続が必要です。利用調整をしますので、入園できるかどうかはわかりません。

Q9: 申込書には第1希望から第5希望まで記入するようになっていますが、第1希望だけ書いたほうが優先されますか？

A: A園を第1希望にした人と、第3希望にした人がいる場合、第3希望の人が保育の必要性が高ければ、第3希望の人がA園に決定します。利用したいと思う施設を利用したい順番に記入してください。ただし、利用決定してから通園するかどうか考えるという施設は記入しないでください。ほかの希望者の利用調整の妨げになります。

Q10: 希望の月に入園できなかった場合、再度申込みの必要がありますか？

A: 希望月に入園できなかった場合は、保留通知と支給認定証を送付します。同年度中は、支給認定証の有効期間内、毎月利用調整を行い、入園していただけるようになったときに連絡します。年度を越えての利用調整は行いません。翌年度4月からの利用申込は、例年11月頃に受付を行います。市報わかやま、ホームページ等でお知らせします。

Q11: 保育必要量、保育短時間・保育標準時間とは何ですか？

A: 保育必要量は仕事や通勤など「保育を必要とする事由」にかかる時間を認定します。短時間は1日8時間、標準時間は11時間までの範囲内で必要な時間を利用していただくものです。買物や家事の時間は含まれません。

Q12: 認定の有効期間内は継続して施設を利用できますか？

A: 認定の有効期間内であっても、保育を必要とする理由がなくなった時点で、退所となります。保育こども園課までご連絡ください。

Q13: 妊娠の事由認定で入園しました。出産後、育児休業を取得予定ですが継続して在園できますか？

A: 妊娠・出産の事由で入園した場合は、その後育児休業を取得する場合でも、継続利用はできません。育児休業時の継続利用(短時間保育)ができるのは、就労の事由で認定されて利用している場合のみです。

Q14: 求職のため、きょうだい2人の申込みをしましたが空きがなく、1人だけの入園となりました。求職に専念できないため、まだ仕事が決まっていません。このまま在園できますか？

A: 求職の事由での認定有効期間は3か月です。認定期間最終月の20日までに就労証明書と施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。提出がない場合は、認定終了により施設利用ができなくなります。

Q15: 求職活動をするという理由で入園しましたが、特に活動をしていません。子どもは保育園を気に入っているのですが、このまま在園したいのですが。

A: 保育施設は保育を必要とする理由がない場合は利用していただけません。求職の事由での認定は3か月の間に仕事を見つけるという条件付の認定となっています。その間に就労が決まらなければ、認定終了により退所となります。

Q16: 利用者負担額は園によって違いますか？

A: 公立・私立保育所、認定こども園(保育部分)どの施設を利用しても利用者負担額は同じです。行事にかかる費用や雑費は施設によって異なりますので、直接施設にお問い合わせください。また、認定こども園では、別途入園に係る費用等が必要な場合もありますので、必ず事前にご確認ください。

Q17: 給食費は別途必要ですか？

A: 3歳未満児の給食費は利用者負担額に含まれています。3歳以上児は給食費が別途必要となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもに係る副食費については免除されます。

Q18: 利用者負担額はどのような計算で決まりますか？

A: 父と母の市町村民税額の合計で決まります。父母の所得が生活保護基準以下の場合、生計を同じにする祖父母等がいれば、祖父母等の市町村民税額によって決まります。

Q19: 父親が海外に単身赴任しています。利用者負担額はどうなりますか？

A: 国内外の単身赴任中も利用者負担額は父母の市町村民税額の合計で決まります。住民登録のある市町村の課税関係書類又は(日本に住民登録がない場合は)所得額がわかる書類を提出してください。

Q20: 離婚を前提に別居しています。利用者負担額は変わりますか？

A: 離婚調停中を除いて、別居中は利用者負担額は変わりません。離婚し、住民票も別になったのが確認できた翌月からの変更となります。離婚後、変更届出書と支給認定証を提出してください。

Q21: 保育短時間の認定を受けていますが、転職して勤務時間が長くなりました。どんな手続きが必要ですか？

A: 保育必要量の変更など認定内容の変更には施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書、支給認定証と変更を証明する書類(この場合は転職後の就労証明書)を20日までに提出してください。申請した翌月からの変更となります。

Q22: 就労のため、保育所を利用していますが、妊娠しました。出産後、育児休業を取得予定ですが、上の子は続けて保育所を利用できますか？

A: 就労の事由で在園中に産し、育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合は、育児休業対象児童が1歳になるまで(最長1歳になる年度末まで)上のお子さんは継続して利用できます。(それ以上の期間、育児休業を取得する場合は、退所となります。)認定の変更が必要ですので、施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書、支給認定証、育児休業取得証明書(就労証明書)を提出してください。(「育児休業」の認定中は短時間保育となります。)

Q23: 下の子が生まれて育児休業を取得します。在園中の上の子も退所して一緒に育児したいのですが、一度退所すると育児休業からの復帰時に入園できるか心配です。

A: 保護者の育児休業取得のため在園中のお子さんが退園するときは、育児休業からの復帰時、(退園した)上のお子さん、(新規の)下のお子さんともに優先的な利用調整の対象となります。